

検討事項案その9 (第8 仲裁判断の承認及び執行について)

【目次】

- 1 仲裁判断の承認及び執行の要件について
- 2 仲裁判断の執行の裁判の形式について
- 3 仲裁判断の執行の裁判の申立要件について
- 4 外国仲裁判断の承認及び執行について

1 仲裁判断の承認及び執行の要件について 【仲裁検討会資料11の 1参照】

仲裁判断の承認・執行の拒否事由は、モデル法（模範法）第36条第(1)項にならい、仲裁判断の取消事由（モデル法（模範法）第34条第(2)項）とほぼ同一の事由とするものとする。

（参考）

- ・ モデル法（模範法）第34条〔仲裁判断に対する排他的不服申立（手段）としての取消の申立〕
 - 「(2) 仲裁判断は、次の各号に掲げる場合にのみ、第6条に定める裁判所が取り消すことができる。
 - (a) 〔取消の〕申立をした当事者が次の証明を提出した場合
 - (i) 第7条に定める仲裁合意の当事者が、無能力であったこと、又はその仲裁合意が、当事者がそれに準拠することとした法律もしくはその指定がなかったときはこの国の法律のもとで、有効でないこと
 - (ii) 〔取消の〕申立をした当事者が、仲裁人の選定もしくは仲裁手続について適当な通告を受けなかったこと、又はその他の理由により主張、立証が不可能であったこと
 - (iii) 判断が、仲裁付託の条項で予見されていないか、その範囲内でない紛争に関するものであるか、仲裁付託の範囲をこえる事項に関する判定を含むこと。但し、仲裁に付託された事項に関する判定が、付託されなかった事項に関する判定から分離されうる場合には、仲裁に付託されなかった事項に関する判定を含む判断の部分のみを取り消すことができる。
 - (iv) 仲裁廷の構成又は仲裁の手続が、当事者の合意に従っていなかったこと。又はかかる合意がないときは、この法律に従っていなかったこと。但し当事者の合意がこの法律の規定のうち、当事者が排除することのできない規定に反している場合はこの限りでない。

(b) 裁判所が次のことを認めた場合

- (i) 紛争の対象事項がこの国の法のもとでは仲裁による解決が不可能であること。
- (ii) 判断がこの国の公序に反すること。」

・ モデル法（模範法）第36条〔承認又は執行の拒否事由〕

「(1) 仲裁判断の承認又は執行は、それがなされた国のいかにかわらず、次の各号に掲げる場合にのみ、拒否することができる。

(a) 判断が不利益に援用される当事者の申立により、その当事者が承認又は執行の申立を受けた管轄裁判所に次の証明を提出した場合

(i) 第7条に定める仲裁合意の当事者が、無能力であったこと、又はその仲裁合意が、両当事者がそれに準拠することとした法律により、もしくはその指定がなかったときは、判断がなされた国の法律により、有効でないこと。

(ii) 判断が不利益に援用される当事者が、仲裁人の選定もしくは仲裁手続について適当な通告を受けなかったこと、又はその他の理由により主張、立証が不可能であったこと。

(iii) 判断が、仲裁付託の条項で予見されていないか、その範囲内でない紛争に関するものであるか、仲裁付託の範囲をこえる事項に関する判定を含むこと。但し、仲裁に付託された事項に関する判定が付託されなかった事項に関する判定から分離され得るときは、仲裁に付託された事項に関する判定を含む判断の部分は、承認し、かつ、執行することができる。

(iv) 仲裁廷の構成又は仲裁手続が、当事者の合意に従っていなかったこと、又はかかる合意がないときは、仲裁が行われた国の法律に従っていなかったこと。

(v) 判断が、未だ当事者を拘束するにいたっていないか、その判断がされた国、もしくはその法律のもとで判断がなされたところの国の裁判所により、取り消されもしくは停止されたこと。

(b) 裁判所が次のことを認めた場合

(i) 紛争の対象事項が、この国の法のもとでは、仲裁による解決の不可能であること。

(ii) 判断の承認又は執行が、この国の公序に反するであろうこと。」

・ ドイツ法第1060条〔内国仲裁判断〕

「(2) 執行宣言を求める申立ては、第1059条第2項に掲げる取消事由の1つが存在する場合には、仲裁判断を取り消して、これを却下しなければならない。仲裁判断の取消事由について、これに基づく取消の申立てが、執行宣言を求める申立ての送達時に棄却され確定しているものについては、これを斟酌してはならない。第1059条第2項第1号の取消事由は、同条第3項に定める期間が、相手方が仲裁判断の取消を求める申立てをすることなく経過した場合にも、これを斟酌してはならない。」

・ 韓国法第38条〔国内仲裁判断〕

「大韓国内でなされた仲裁判断は、第36条第2項の事由のない限り、承認または執行されなければならない。」

2 仲裁判断の執行許否の裁判の形式について

【仲裁検討会資料11の2参照】

仲裁判断の執行許否の裁判手続（審理判断の方式、上訴の方式等）について

は、決定手続とすることでよいかにつき更に検討する。

【説明】

仲裁判断については、確定判決と同一の効力が認められることを重視し、執行の場面における迅速性の要請に配慮して、決定手続とすることが考えられる。

今後は、執行許否の裁判の効力、仲裁判断取消の裁判手続との均衡等にも配慮しつつ、更に検討を続けるべきであると考えられる。

【コメント】

- ・ 仲裁判断の承認は、無方式で行われると解されているところ（松浦馨「日本における外国仲裁判断の承認・執行」(現代仲裁法の論点 有斐閣,平成10年408頁,青山善充「仲裁判断の効力」(同書338頁)),承認についての独立の裁判につきどのように考えるべきかという問題がある。
- ・ 仮に、仲裁判断の執行許否の裁判を決定手続によるものとした場合において、仲裁判断取消事由が主張されたときは、必ず口頭弁論を開くこととすべきかについて、検討が必要である。

(参考)

- ・ ドイツ法第1063条〔通則〕
 - 「(1) 裁判所は、口頭弁論を行わずに、決定で裁判することができる。
 - (2) 裁判所は、仲裁判断の取消が求められた場合又は仲裁判断の承認若しくは執行宣言を求める申立てがあった際に第1059条第(2)項の取消原因が問題となる場合には、口頭弁論を命じなければならない。
中略
 - (4) 口頭弁論が命じられない限り、裁判所事務課の調書に、申立てを記載し、かつ、供述を記入することができる。」
- ・ 韓国法第37条第(1)項は、仲裁判断の承認及び執行の手続を判決手続としている。
「仲裁判断の承認または執行は、裁判所の承認または執行判決による。」

3 仲裁判断の執行許否の裁判の申立要件について

【仲裁検討会資料11の111参照】

仲裁判断の執行許可を求める裁判の申立ては、モデル法(模範法)第35条

第(1)項,第(2)項に準じ,裁判所に対して書面を提出してしなければならないものとし,これに仲裁判断書又はこれに準ずる文書等を添付すべきものとする
ことはどうか。

【説明】

仲裁判断の執行許可を求める裁判の申立てに関し,モデル法(模範法)第35条第(2)項は,仲裁判断書の原本又は謄本のほか,当該仲裁判断に係る仲裁合意の原本又は謄本を提出すべきものとする。一方,ドイツ法は,仲裁判断書の原本又は謄本の提出で足りるとしている。仲裁合意の存在と効力については,第一次的には仲裁廷が既に判断しており,手続の慎重さの要請と簡素化の要請との調和を図る見地から,ドイツ法と同様の規律とすることも考えられる。

なお,仲裁合意書面の提出を要しないこととしても,仲裁合意の書面性を要求し,執行の申立てに仲裁合意の原本又は謄本の提出を必要とするニューヨーク条約に反することにはならないかについては,なお検討を要する(モデル法(模範法)は,第35条第(2)項の注において,同項が定める諸条件は最も厳格な基準を定めることを意図したものであり,ある国がより緩やかな条件を定めたとしても,モデル法(模範法)が達成しようとする調和にもとることにはならないとしている。)

【コメント】

仲裁判断の執行許可の裁判については,申立要件のほか,審理の在り方について,検討する必要がある。

また,仲裁判断取消しの裁判が並行して提起された場合に,両裁判の齟齬を回避するための措置が必要ではないかといった点も問題となる。

- ・ モデル法(模範法)第35条〔承認及び執行〕
 - 「(1) 仲裁判断は,それがなされた国のいかにかわらず,拘束力あるものとして承認され,管轄を有する裁判所に対する書面による申立があれば,本条及び第36条の規定に従い,執行されなければならない。
 - (2) 判断に依拠し又はその執行を申し立てる当事者は,妥当に認証された判断の原本又は妥当に証明されたその謄本及び第7条に定める仲裁合意の原本又は妥当に証明されたその謄本を提出しなければならない。判断又は仲裁合意がこの国の公用語で作成されていないときには,当事者は,これらの文書の,公用語への妥当に証明さ

れた翻訳を提出しなければならない。」

- ・ ドイツ法第1064条〔仲裁判断の執行の際の特殊性〕
「(1) 仲裁判断の執行宣言を求める申立てに伴い、仲裁判断又はその認証謄本を提出しなければならない。認証は、裁判上の手続について代理権限を有する弁護士によっても行うことができる。」
- ・ 韓国法第37条〔仲裁判断の承認と執行〕
「(2) 裁判判断の承認または執行を申し立てる当事者は、次の各号の書類を提出しなければならない。ただし、仲裁判断または仲裁合意が外国語で作成されている場合には、正当に認証された韓国語の翻訳文を添付しなければならない。
1. 仲裁判断の正本または正当に認証された謄本
2. 仲裁合意の原本または正当に認証された謄本」
- ・ ニューヨーク条約第4条
「1 ...承認及び執行を得るためには、承認及び執行を申し立てる当事者は、その申立ての際に、次のものを提出しなければならない。
(a) 正当に認証された判断の原本又は正当に証明された謄本
(b) 第二条に掲げる合意の原本又は正当に証明された謄本」

4 外国仲裁判断の承認及び執行について 【仲裁検討会資料11の111参照】

外国仲裁判断の承認・執行については、モデル法（模範法）第35条及び第36条にならぬ、仲裁判断がされた国のいかににかかわらず、所定の要件及び手続の下に日本において承認され執行することができるものとする。

承認執行の要件は、ニューヨーク条約とほぼ同一の内容とする。

【説明】

モデル法（模範法）第35条及び第36条は、国際商事仲裁の枠組みの中で、内国仲裁判断と外国仲裁判断を区別せず、同一の要件で承認・執行されることとし、その要件としてニューヨーク条約第4条及び第5条とほぼ同一の定めを置いており、枠内の考え方は、これに沿うものである。

外国仲裁判断に関する規定の仕方については、内国仲裁判断と外国仲裁判断の相違点、ニューヨーク条約との関係等に配慮しつつ、更に検討する必要がある。

（参考）

- ・ ニューヨーク条約第4条
「1 前条にいう承認及び執行を得るためには、承認及び執行を申し立てる当事者は、その申立ての際に、次のものを提出しなければならない。」

- (a) 正当に認証された判断の原本又は正当に証明されたその謄本
- (b) 第2条に掲げる合意の原本又は正当に証明されたその謄本
- 2 前記の判断又は合意が、判断が援用される国の公用語で作成されていない場合には、判断の承認及び執行を申し立てる当事者は、これらの文書の当該公用語への翻訳文を提出しなければならない。その翻訳文は、公の若しくは宣誓した翻訳者又は外交官若しくは領事官による証明を受けたものでなければならない。」
- ・ 同条約第5条
 - 「1 判断の承認及び執行は、判断が不利益に援用される当事者の請求により、承認及び執行が求められた国の権限のある機関に対しその当事者が次の証拠を提出する場合に限り、拒否することができる。
 - (a) 第2条に掲げる合意の当事者が、その当事者に適用される法令により無能力者であったこと又は前記の合意が、当事者がその準拠法として指定した法令により若しくはその指定がなかったときは判断がされた国の法令により有効でないこと。
 - (b) 判断が不利益に援用される当事者が、仲裁人の選定若しくは仲裁手続について適当な通告を受けなかったこと又はその他の理由により防禦することが不可能であったこと。
 - (c) 判断が、仲裁付託の条項に定められていない紛争若しくはその条項の範囲内にはない紛争に関するものであること又は仲裁付託の範囲をこえる事項に関する判定を含むこと。ただし、仲裁に付託された事項に関する判定が付託されなかった事項に関する判定から分離することができる場合には、仲裁に付託された事項に関する判定を含む判断の部分は、承認し、かつ、執行することができるものとする。
 - (d) 仲裁機関の構成又は仲裁手続が、当事者の合意に従っていなかったこと又は、そのような合意がなかったときは、仲裁が行なわれた国の法令に従っていなかったこと。
 - (e) 判断が、まだ当事者を拘束するものとなるに至っていないこと又は、その判断がされた国若しくはその判断の基礎となった法令の属する国の権限のある機関により、取り消されたか若しくは停止されたこと。
 - 2 仲裁判断の承認及び執行は、承認及び執行が求められた国の権限のある機関が次のことを認める場合においても、拒否することができる。
 - (a) 紛争の対象である事項がその国の法令により仲裁による解決が不可能なものであること。
 - (b) 判断の承認及び執行がその国の公の秩序に反すること。」
- ・ モデル法（模範法）第35条〔承認及び執行〕
 - 「(1) 仲裁判断は、それがなされた国のいかにかわらず、拘束力あるものとして承認され、管轄を有する裁判所に対する書面による申立があれば、本条及び第36条の規定に従い、執行されなければならない。
 - (2) 判断に依拠し又はその執行を申し立てる当事者は、妥当に認証された判断の原本又は妥当に証明されたその謄本及び第7条に定める仲裁合意の原本又は妥当に証明されたその謄本を提出しなければならない。判断又は仲裁合意がこの国の公用語で作成されていないときには、当事者は、これらの文書の、公用語への妥当に証明された翻訳を提出しなければならない。」
- ・ 同法第36条〔承認又は執行の拒否事由〕
 - 「(1)（前掲）
 - (2) 判断の取消又は停止の申立が、本条(1)項(a)(v)に定める裁判所に対しなされたときは、承認又は執行の申立を受けた裁判所が適当と認めるときは、その決定を延期することができ、かつ判断の承認又は執行を求めている当事者の申立により、他方の当事者に対して相当な保証を提供するよう命じることができる。」
- ・ ドイツ法第1061条〔外国仲裁判断〕

- 「(1) 外国仲裁判断の承認及び執行は、1958年6月10日の外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（BGB . 1961 , S . 121）に従う。仲裁判断の承認及び執行に関するその他の条約における規定は、妨げられない。
- (2) 執行宣言を拒否すべき場合には、裁判所は、仲裁判断が内国において承認されないものであることを確定する。
- (3) 執行宣言を付された仲裁判断が外国において取り消された場合には、執行宣言の取消を求めることができる。」

- ・ 韓国法第39条〔外国仲裁判断〕

- 「(1) 外国仲裁判断の承認および執行に関する協約の適用を受ける外国仲裁判断の承認または執行は、同協約による。」